

## 山口県地球にやさしい環境づくり融資取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県地球にやさしい環境づくり融資要綱（以下「要綱」という。）第14条の規定に基づき定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

(地球温暖化防止施設)

第3条 要綱第2条第1項第1号別表第1に規定する地球温暖化防止対策施設のうち、省エネ設備とは、温室効果ガス排出量（CO<sub>2</sub>付換算）が既存設備対比で10%以上削減できるもの（高効率給湯器、LED照明器具、高断熱複層ガラス、節水型トイレ、蓄電池、V2H（電気自動車に蓄えた電気を住宅に供給する設備）等）をいう。

(温暖化防止施設整備計画の変更)

第4条 要綱第11条第1項第2号に規定する「知事が特に認めた軽微な変更」とは、次に掲げる変更のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 融資申込額の変更
- (2) 融資対象設備の種類の変更
- (3) 融資対象設備の設置場所の変更
- (4) その他の大幅な変更

附 則

この要領は、平成28年4月1日より施行する。